

流山市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）に対する意見と市の考え方

| No. | 該当箇所 | 意見 | 市の考え方 | 案修正の有無 |
|-----|------------------------|--|---|--------|
| 1 | 2条(2) | (2)については植木なども付け足してください | 第2条2号の雑草等の定義に、かん木(3mまでの樹木)を含んでいますので、植木も本条例の対象となります。 | 無 |
| 2 | 2条(4) | (4)については敷地内の植樹が他の所有地や公道にはみ出し、他の所有者に不利益(たとえば虫の徘徊や日当たりの悪さ)を与えたり、通行の妨げになる場合もあるので、そのようなときも伐採を指示できるようにしてほしい。 たとえば、暗い道で空き家から植木がはみ出し、夜などは物騒になったり、暗くなったり子どもの安全などにも支障がきたすから。 | 雑草等が繁茂し、又は放置されることにより、敷地内の植樹が他の所有地等にはみ出し、良好な生活環境に影響を与える場合には、本条例の対象となります。 | 無 |
| 3 | 2条(4) | (本意見は、雑草が繁茂する空き地の隣に居住するものとしての意見です) (条例案 原文) 管理不良状態 雑草等が繁茂し、又は放置されている状態で、 <u>病害虫の発生又はごみの不法投棄を誘発するおそれがある場合をいう。</u> (原文の下線部に次の下線部の内容の追加を検討願う。) 管理不良状態 雑草等が繁茂し、又は放置されている状態で、 <u>病害虫の発生、発火・延焼 又は放火、住居侵入、ごみの不法投棄その他の不法行為を誘発するおそれがある場合をいう。</u> (背景) 現実に、当家では、背丈を超える雑草が繁茂した空き地に隣接した窓から侵入した空き巣の被害にあっており、また煙草の吸殻のポイ捨てが原因(多分)で枯れ草が燃えたこともあり、防衛上やむを得ず、草の刈り払い機を購入し自らの手で刈り取ることもやっている。 | 本条例は、「病害虫の発生又はごみの不法投棄を未然に防止し、市民の良好な生活環境の保全を確保すること」を目的としており、発火・延焼又は放火の予防については、流山市火災予防条例の第24条に規定されております。但し枯れ草の除去につきましても、本条例の対象となります。 また、「住居侵入、その他の不法行為」については刑法で定められていますことから、本条例で再度規定することは考えておりません。 | 無 |
| 4 | 5条(勧告) 6条(命令) 9条 | (原文中の、雑草等の除去勧告を発する際の除去期限について) (原文中の、雑草等の除去命令を発する際の除去期限について) (原文中の、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める件について) 規則で、雑草等の除去勧告や除去命令によって、毎年2回実施される「ゴミゼロ運動」に先立って除草等が完了するよう実施の時期を規定などの配慮を願う。 (背景) これまでは、ゴミゼロ運動当日には空き地に雑草等が繁茂した状態にあることが殆どで、美観上やむを得ず近隣住民が総出で雑草を除去する結果、土地の所有者の手で雑草等が除去される機会は少なく、おそらく土地所有者はその現実を知らず、行政からの除去勧告を無視してきたと思われる。一方、近隣住民は、不在地主のために毎回汗水たらすことへの不満が募り、ゴミゼロ運動への参加意欲が減退気味になり、近隣住民間の貴重な顔繋がり機会が減りつつある問題に繋がっている。 | 雑草等の繁茂の状態は空き地により異なることから、ゴミゼロ運動までに除去するよう実施時期を規定することは困難ですが、繁茂の状態により適宜対応していきます。 | 無 |
| 5 | 2条(1) | 空き地の定義に、「住宅地に隣接する土地」とあるが、これは田畑や農地、山林等も含まれるのか。 もし、含まれるのであれば、実情に合わない。 | 農地は農地法での対応になりますことから、本条例の対象からは除きます。 | 有 |